令和６年度

いじめ防止基本方針

さいたま市立常盤中学校

令和６年度　さいたま市立常盤中学校いじめ防止基本方針

Ⅰ　はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、本校のすべての生徒が、毎日元気に登校し、笑顔で下校ができる、いじめのない学校を目指し、一人ひとりがいじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立常盤中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

Ⅱ　本校のいじめの問題に対する基本姿勢

１「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努める。

２生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係をはぐくむ教育活動を推進する。

３いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。

４いじめの早期発見に向けて、該当生徒の安全を確保するとともに関係機関と連携する。

５学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。

６教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

７教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。

８いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。

９教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。

Ⅲ　いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第２条）

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性も踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。そして、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とはせず、次の２つの要件が満たされていることで「解消した」とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、ほかの事情も勘案して判断するものとする。

１いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

２被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人、及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅳ　組織

１　いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第２２条）

（１）目　的　学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

（２）構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導担当・教育相談主任・特別支援教育コーディネーター
養護教諭・さわやか相談員・スクールカウンセラー
※必要に応じてＰＴＡ会長・スクールソーシャルワーカー・主任児童委員・保護司・公民館長、警察関係者等の構成員以外の関係者を招集できる。

（３）役　割

○ 未然防止

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

○　早期発見・事案対処

- いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- 早期発見・事案対処のため、いじめの疑いの情報の収集と記録、共有
- いじめの情報があった時の事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- 被害者へ支援。加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携

○　学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校の基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正
- いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- 学校の基本方針が機能しているかの点検・見直し（ＰＤＣＡサイクル）

（４）開　催

- 定例会（年2回開催：５月・２月）
- 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
- 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

（５）内　容

- 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- 教職員の共通理解と意識啓発
- 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- いじめやいじめが疑われる行為、問題行動などの情報の収集と記録、共有
- いじめであるか否かの判断
- いじめ事案への組織的対応
  ①いじめの被害生徒に対する支援体制と対応方針の決定
  ②いじめの加害生徒に対する指導体制と対応方針の決定
- 保護者との連携
- 構成員の決定
- 重大事態への対応
- 上記のほか、いじめの防止等に関する事項

２　生徒いじめ対策委員会

（１）目　的

いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取り組みを推進する。

（２）構成員　生徒会長、生徒会副会長、生徒会書記、学級委員

（３）開　催（年2回開催：５月・９月）

（４）内　容

・　生徒会と学級委員によるいじめ撲滅に向けた主体的な話合い

・　話合いの結果を学校に提言

・　提言した取組を推進する。

Ⅴ　いじめの未然防止　※いじめ防止基本方針より

１　活動全体を通して

○「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、全教員の協力体制を整える。

２　道徳教育

○ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

○ 道徳教育に資する学習の充実に努める。特に「いじめ撲滅強化月間」（６月中）には、「２　主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

３「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○　実施要項に基づき、学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

・ 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり

・ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開

・ 校長等による講話

・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

・ 学校だよりやＰＴＡ広報誌による家庭や地域への広報活動

・ 学校独自の簡易アンケートの実施

４　人間関係プログラム」を通して

（１）　「人間関係プログラム」の授業を通して

○ 「いじめ撲滅強化月間」に、「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」といったロールプレイを行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

（２）直接体験の場や機会を通して

○　教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で生徒が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的･計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

（３）「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○　「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に生徒一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

５　「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○ 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○「いのちの支え合い」を学ぶ授業の実施：全学年１学期

６　メディアリテラシー教育を通して

○ 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話等の情報端末を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「携帯・インターネット安全教室」の実施：４月

７　スクールロイヤーによる講演会

○　生徒の規範意識を高め、犯罪員ついて正しく理解する。

○　集団の秩序を守りつつ、他者を思いやり、他者を傷つけず、他者からも攻撃を受けないよう、自分で自分の身を守る知識やスキルを身につける。

○「スクールロイヤーによる講演会」の実施：５月

８　「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」授業を通して

○ 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

○「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」授業の実施：３年生２学期(10月～11月)

９　人権教育を通して

○ 「いじめ撲滅強化月間」に、人権標語、人権作文の作成を通して、人権に対する意識の向上を図る。

○ 「常盤中学校人権週間」を２月に設定し、様々な人権について考えさせ、いじめや差別を許さない態度を養う。

１０　保護者との連携を通して

○ いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

○ 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

○ 子どもの基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

１１　小・中一貫教育の推進

○ 関係小学校との連絡を強化し、児童生徒のみならず教職員の人間関係も併せて構築していく。

- 「常盤中学校区小・中一貫教育推進連絡会」の開催：５月
- 研究推進委員会の開催
  組織…校長・教頭・教務主任・小・中一貫教育連携コーディネーター・研究推進委員
- 教職員の小・中合同研修会の開催:5月・９月
- 「さいたま市小・中一貫教育」カリキュラムの活用・実践
- 教職員による相互授業参観の実施
- 兼務発令教員等による小学校教諭とのTT 授業の実施（年間）
- つぼみの日：１０月
- 行事交流（体育祭等）

Ⅵ　いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

１　日頃の児童生徒の観察

〇　早期発見のポイント

- 生徒のささいな変化に気付くこと。
- 気付いた情報を共有すること。
- 情報に基づき、速やかに対応すること。

（１）健康観察　一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底等

（２）授業　　　姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている等

（３）休み時間　独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる等

（４）給食　　　班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる等

（５）部活動　　部活動を無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている等

（６）登下校　　独りぼっち、荷物を持たせられる等

※　けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

２　「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

（１）アンケートの実施：４月・８月・１月（さいたま市統一のもの）
「常盤中希望のアンケート」を上記以外の各月に１回実施

（２）アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。

（３）アンケート結果の活用：アンケート結果を考慮し、生徒と面談を行う。
その際、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容（生徒の様子も含む）を記録し、保存する。

３　毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

（１）「心と生活のアンケート」を毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

（２） いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

４　教育相談週間（日）の実施

（１）年３回、教育相談週間（日）を設定する。（４月・８月・１月）
教育相談週間は「心と生活のアンケート」実施後の１週間とする。

①　「心と生活のアンケート」実施日の翌日に面談時間を設定し、学級担任がクラス全員と面談（ほのぼのタイム）を実施する。

②　常盤中学校の「さわやか相談室だより」を配付する。

（２）保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

①　さわやか相談室だよりの発行

②　さわやか教育相談室の充実

５　保護者アンケートの実施

（１）アンケートの実施：１１月

（２）アンケート結果の活用：日頃より保護者との連携を密にとり、アンケート結果に応じて情報を共有し、指導にあたる。

６　地域からの情報収集

・ 民生委員・主任児童委員、地域の青少年健全育成諸団体、学校評議員等をはじめとする地域住民との情報交換に努める

Ⅶ　いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、**「いじめに係る対応の手引き」**に基づき、対応する。教職員が、いじめに係る問題を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得ることから、教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげていく。

○校長は、・・・・・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○教頭は、・・・・・・・情報を集約・整理し、情報を共有化し、関係機関への連絡や今後の対応・役割を確認する。
いじめ対策委員会の開催を補佐する。

○教務主任は、・・・・・情報を集約・整理し、いじめ対策委員会の開催を調整する。

○学級担任は、・・・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○学年担当は、・・・・・学年主任と学級担任との連絡・調整を図り、学級担任の支援と担当する学年生徒の指導及び担当生徒の情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○学年主任は、・・・・・担当する学年の生徒の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。校長（教頭）に報告する。

○生徒指導主任は、・・ 生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する.
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡･調整を図る。

○教育相談主任は、・・ 生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
いじめられた生徒・保護者からの相談体制を整える。相談を通して収集した情報を確認・整理し、組織的な指導を行う。

○特別支援教育コーディネーターは、・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか､情報収集を行う。

○養護教諭は、・・・・ 学級担任と連携し情報の提供・収集を行う。
生徒の心身の状態と安全確認と必要な対応を行う。

○部活動の顧問は、・・ 学級担任と連携し、事実確認のための情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○さわやか相談員は・・ 生徒の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

○スクールカウンセラーは・・・情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や生徒へのカウンセリング等を行う。

○スクールソーシャルワーカーは・・・情報の提供及び専門的な立場から、生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。

○保護者は、・・・・・　家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。

○地域は、　・・・・・　いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ　重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第２８条）

１　生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２９年３月改定　文部科学大臣決定）、「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

（１）「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合　　　等

（２）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
- 相当の期間とは年間３０日を目安に欠席した場合
- 一定期間連続して欠席している場合

２　生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。
- いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- 学校は、「児童生徒の心のサポート　手引き　いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※　教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

＜学校を調査主体とした場合＞

１　学校は、直ちに教育委員会に報告する。

２　学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。

３　学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

４　学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

５　学校は、調査結果を教育委員会に報告する。

６　学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

１　学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ　研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む)、早期発見･早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

（１）学校いじめ防止基本方針の周知に係る研修

・年度当初、指導方針の共通理解を図る。

・全教える職員が協同して問題解決や未然防止に取り組む意識を高める。

（２）取組評価アンケートの実施、結果の検証

・アンケートによりいじめ防止等への対応を見直す。

（３）学習指導の研修

・「わかる・できる」学ぶ喜びが感じられる授業づくり、確かな学力の向上のための研修を実施する。

（４）生徒指導・教育相談に係る研修

•いじめの問題に関する事例研修の進め方やロールプレイングの手法を生かした研修を実施する。

（５）情報モラル研修

・インターネット社会の功罪について確かな理解を図る研修を実施する。

Ｘ　ＰＤＣＡサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため､学校基本方針が､学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というＰＤＣＡサイクルを行う。

１　「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会､校内研修等による点検により、いじめの防止等の取組に係る目標に対しての達成状況、いじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価する。

（１）「取組評価アンケート」の実施時期：夏季休業中・１１月

（２）いじめ対策委員会の開催時期：５月・２月

（３）校内研修会等の開催時期：４月・８月・１月

２　学校評価・教員評価の留意点（学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況）

〇学校評価に、いじめの防止等の取組に係る目標を設定し、その達成状況を評価する。

〇教員評価において、いじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。

XI　令和５年度の現状と令和６年度への課題

１　令和５年度の現状

（１）いじめについて

教育委員会に報告したいじめ事例は６件（３件解消３件見守り継続）。
今後も新たないじめの早期発見に努めていく。
現在は生徒からの訴えはない。経過観察が必要なため未解決のままである。

（２）いじめの未然防止についての取り組み　**※各担当者から説明**

①総合の時間…「潤いの時間」担当者から

「いじめ撲滅強化月間」（１年生６月）に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

②特別活動主任が担当…学級活動担当またはさわやか相談員から

「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して(全学年実施)

生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

小５～中３まで内容を変えておこなっている。 小６は担任＋さわ相、中１は担任＋さわ相、中２は担任＋養護教諭、中３は担任

③生徒指導主任が担当：メディアリテラシー教育を通して

「携帯・インターネット安全教室」（４月)と「スクールロイヤー講演会」（４月)

生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話等の情報端末を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

ブログやメールに添付した写真から、位置情報がわかり、犯罪に利用されることもある

④家庭科主任が担当　赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して(３年生２学期実施)

赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

⑤人権教育主任が担当　人権教育を通して

常盤中学校人権週間を設定し、様々な人権について考えさせ、いじめや差別を許さない態度を養う
１２月の人権週間で生徒が作文を読む。生徒会長・校長先生からの講話など

いじめを許さない態度や自信を持って対応してほしい。

⑥生徒会担当から

子どもいじめ対策会議

夏休み中のいじめ対策会議できまったことを生徒に伝えていく。

（３）保護者の取り組み

学校アンケートを実施し、いじめや学校に対する意見・要望を出していただき、学校が対応できるものについては改善した。

アンケートに寄せられた情報は校長先生が必ず最初に読み、関係する先生に連絡して、対応している。

（４）保護者へのお願い

⑴　いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
⑵　子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
⑶　子供の基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

（５）地域の取組とお願い

　いじめ、またはいじめの疑いがある場合は学校に通報していただく。本年度はなかったが、引き続きお声掛けをしたい。

　学校に来る機会を増やし、来たときに気になることを書いてもらえるようなアンケート用紙を置いておき、また、いつでも意見を出せるような回収箱を用意する。

≪常盤中　希望アンケート≫

常盤中学校に通って、充実していますか？中学校生活のなかには「楽しいこと」「つらいこと」などいろいろなことがあると思います。

今を見つめ、これからの希望に思いを馳せて過ごしてもらうためのアンケートを実施します。自分の『こころ』と素直に向かい合い、最近一か月のことを振り返りながら、以下の項目に答えてみてください。（アンケート記入は５分です）

年　組　番
氏名

1　今、頑張っていること・楽しいことはありますか？また、それはどんなことですか？

ある　・　ない　（　　　　　　）

2『学校に行きたくないな･･･』と思うことはありますか？「ある」と答えた人、その理由は何ですか？

ある　・　ない

「ある」と答えた人…何に関わることですか、
○を付けてください。（複数回答可）
友人・成績・クラス・部活・家庭
その他（　　　　　　）

（　　　　　　）

3　あなたが本当に困っているときに、助けてくれるまたは、相談にのってくれる人はいますか？

いる　・　いない

「いる」と答えた人は次の選択肢に○を付けてください。（複数回答可）
家族　・　友人　・先生
その他（　　　　　　）

※３人まで名前を書いて下さい。

（　　　　　　）

4　自由記述　（なにか伝えたいことがあれば自由に書いてください）

書くことがない場合は、「特になし」と書いてください。